

○財務省告示第七十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十七年四月六日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札において、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に財務大臣が行われる入札であつて、財務大臣が各国債市







二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四  
 払 者 入 払 元 償 償 後 第 初  
 込 者 札 場 利 還 還 の 二 期  
 期 参 所 金 金 期 利 期 利  
 日 加 支 額 限 子 以 子

平成二十七年四月六日  
 財務大臣から通知を受けた者

日本銀行額百円につき百円

額面金額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

規定する期日について同じ。

期が銀行休業日に当たるとき

た金額を支払う。ただし、支払

期とし、次の算式により算出し

平成二十七年九月二十日を支払

額を控除することができる。

ける所得税の税率を乗じた金

住者又は外国法人が適用を受

より算出した金額に該非居

る場合には、前記(一)の算式に

が非居住者又は外国法人であ

を発行時において取得する者

じた金額(ただし、当該国債

額に百分の二十・三一五を乗

より算出した金額から該金

についで、前記(一)の算式に

毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十七年三月二十日

額面金額百円につき百円